

前橋市公民館の利用団体登録に関する要綱

(目的)

第1条

この要綱は、本市の公民館を利用する際に予め本登録を行うことにより、その後の利用許可申請を円滑にし、市民の利便性を向上させることを目的として前橋市公民館の利用に係る許可の基準に基づき定めるものである。

(団体の登録)

第2条 登録は、以下の要件を満たす団体について行う。

- (1) 3人以上の団体であること。
- (2) 団体の構成員の半数以上は本市に在住、在勤又は在学であること。
- (3) 団体の代表者は本市に在住、在勤又は在学の高校生以上であること。
- (4) 利用の目的が、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条に規定する営利、政治又は宗教活動等の禁止事項に抵触しないこと。
- (5) 会員名簿を備えている団体であること。

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、以下の項目を記載した公民館利用団体登録申請書兼変更申請書（以下「登録等申請書」とする。）を提出するものとする。

- (1) 団体名及び代表者氏名
- (2) 団体所在地（代表者住所）及び電話番号
- (3) 連絡先（代表者以外の1名の住所、氏名、電話番号）
- (4) 活動（学習）内容
- (5) 活動（学習）目的等
- (6) 活動（学習）予定（定期利用・随時利用、利用する回数、曜日及び時間帯）
- (7) 全体の会員数及び市内在住・在勤・在学の会員数
- (8) 会費の有無及び金額
- (9) 講師氏名
- (10) 団体情報の公開・非公開（地域住民の誰もが参加できるか否か）

(会員名簿)

第4条 第2条第5号に規定する名簿の記載項目は、会員の氏名、住所（市町村名及び町字名まで）、市内在学か、市内在勤かの項目とする。

2 会員名簿の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(審査)

第5条 登録等申請書の提出があった場合、公民館長は内容の確認を行い、その審査結果について、1週間以内に申請者に対して通知することとする。

(登録の変更)

第6条 登録された団体は、登録内容に変更があった場合は、登録等申請書により、速やかに申請するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、原則、毎年3月31日までとする。ただし、年度の途中で登録した場合などは、館長の判断により、有効期間を延長することができる。

2 登録の更新手続きは、適宜第3条に定める登録等申請書又は、管理簿により行うものとする。ただし、減免の許可を受けた団体は、登録の更新手続きを省略することができる。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は登録内容が実情と異なる場合、または、登録の基準に適合しなくなったときは、登録を取り消すことができる。

(適用除外)

第9条 以下の場合には、第2条第3号の規定に関わらず、本市の在住、在勤及び在学でない者も団体の代表者となることができる。

- (1) 団体構成員の変更によりやむを得ないと認められる場合
- (2) 第2項第3号に掲げる企業の住民説明会等で利用する場合

2 以下の場合には第3条の規定に関わらず、名簿の整備及び提出を不要とすることができる。

- (1) 入場無料で地域住民に提供されるコンサートの開催など不特定多数が参加する場合
- (2) 慈善目的を持ったチャリティ事業など不特定多数が参加する場合
- (3) 企業の住民説明会等本市市民の権利義務や生活利益等に影響を与える事業等に係る説明会など不特定多数が参加する場合
- (4) 地域住民に対する健康診断など市民サービスの実施に利用し、不特定多数が参加する場合
- (5) 公職選挙法で認められる政治活動（個人演説会を含む。）で利用し不特定多数が参加する場合
- (6) 公社等の行政関係団体が利用する場合

3 以下の場合には第2条の規定に関わらず、登録を省略することができる。

- (1) 国、県、市その他行政機関が利用する場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年4月1日一部改訂（名簿添付省略、更新手続きに係る事項の追加）